

今こそ鹿児島の旅事業 第2弾

【重要なお知らせ】

県内在住者及び本人確認書類
に関するご案内

「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」の旅行商品割引の適用にあたっては、
対象旅行会社の窓口での申込時または宿泊施設へのチェックイン時に「鹿児島県内在住であること」の確認
を行います。

「鹿児島県内在住であること」の確認は本人確認書類により実施いたしますので、宿泊者グループのうち、
旅行商品割引を適用される方全員分の本人確認書類を必ずご提示ください。

※ご提示いただけない場合には、本事業の旅行商品割引は受けられません。

【本人確認書類として認められるものの例】

※ 本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類（補助
書類）を合わせてご提示ください。（次ページ参照）

本人確認書類	ご注意事項
・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（運転経歴証明書は、平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限ります。）
・ パスポート（日本国旅券）	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 健康保険証	現住所が記載されているものであることが必要です。
・ 個人番号カード（顔写真あり）	現住所が記載されているものであることが必要です。（顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。）
・ 住民基本台帳カード（顔写真あり）	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。（顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。）
・ 外国人登録証明書 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書	現住所が記載されているものであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。 日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申し込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
・ 住民票の写し（個人番号の記載がないもの） ・ 印鑑登録証明書	現住所が記載された発行日から 3 か月以内のものに限ります。
・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳	氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。 写真貼付欄があるものについては、写真貼付のものをご提示ください。
・ 顔写真付きの公的証明書類	（例）写真ありの中学・高校・大学・専修学校等の学生証 氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
・ 各種年金手帳 ・ 母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、 氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	母子健康手帳は、母および子の証明書類として使用できます。 また、子の場合は出生届出済証明のある手帳に限ります。

【本人確認書類がない場合/本人確認書類記載の住所が現住所でない場合】

1 ページに記載した本人確認書類をお持ちでない場合は、以下の書類をご提示ください。

また、本人確認書類に記載された住所が現在の住所でない場合は、現住所が記載された他の証明書類(補助書類)を合わせてご提示ください。

補助書類	ご注意事項
国税(地方税)の領収証書または納税証明書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
社会保険料の領収証書	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されているものに限りします。
公共料金(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)の領収証書 ※携帯電話の領収証書は利用できません。	発行日から 3 か月以内で、現住所および氏名が記載されている領収印がある領収証書、または発行日(口座引落日)および現住所が記載されている口座振替済通知書に限りします。
官公庁から発行または発給された書類で、氏名及び住所の記載があるもの	発行日から 3 か月以内のものに限りします。